

## 「中小企業等貸し渋り対策大綱」が中小企業への貸付金利に与える影響

早稲田大学大学院 鈴木久美

### <報告要旨>

1998年8月、政府は中小企業への貸し渋りに対する閣議決定「中小企業等貸し渋り対策大綱」を発表した。これは、中小企業の資金調達環境を改善することを目的としており、信用補完制度の充実・政府系金融機関の融資制度の充実・政府系金融機関の金利減免措置の延長が盛り込まれている。この中で特に信用保証制度の充実のために実施された「中小企業金融安定化特別保証」は事実上無審査であったため、中小企業のモラル・ハザードを引き起こしたと考えられている。

論文(報告)では、この「中小企業金融安定化特別保証(以下、特別保証とする)」が銀行の中小企業への貸付金利に与えた影響について理論的・実証的分析を行う。

まず、簡単な理論モデルで銀行の貸付金利決定式を示す。理論モデルにおいては、安全資産金利、投資に対する借入比率、中小企業の財務状況、担保、銀行の業態、メインバンク関係が中小企業への貸付金利に影響を与えており、特別保証は他の担保による場合よりも貸付金利を下げるとしている。

次にこの理論モデルを2000年に国民生活金融公庫が顧客に対して実施したアンケート調査「中小企業の銀行借り入れに関する実態調査」を使用して検証する。この結果、安全資産金利、銀行の業態、特別保証が貸付金利に影響をあたえるということがわかった。また、特別保証は、特別保証を受けなかった中小企業への貸付金利を特別保証が実施される以前と比べて押し上げることが明らかとなった。これらのことは、実務において一般に言われていることと整合的である。一方で、投資に対する借入比率、中小企業の財務状況は理論と異なり貸付金利に影響を与えていないことが示された。

### <フロアーからの質問とそれに対する回答>

質問者：岡部光明(慶應義塾大学)

質問:「特別保証を利用しない企業の借入金利が上昇する」という現象のメカニズムが不明。例えば、銀行が何らかの制約の下で貸付金利を決定するというような主体的な行動モデルによって説明できる(するべき)ではないか。

回答:指摘いただいたとおりである。金利上昇のモデル化は今後の課題としたい。

質問者：池田潤（滋賀大学）

質問：特別保証がモラルハザードを引き起こしたという点について、本研究の結論に含まれる内容は、モラルハザードの問題と関連があるのか。

回答：本研究は、特別保証を利用しない借入れに関するものであり、モラルハザードの問題との関連は考えていない。

質問者：下田敏勝（法政大学）

質問：特別保証の利用は利用しない中小企業の借入金利を引き上げるとのことだが、特別保証は「貸し出し査定マニュアル（金融庁）」上優良保証として無査定・正常貸し出し扱いとなり、他の貸出よりも低い金利を適用することが多いことも勘案すべきと考えられる。

回答：本研究の対象は、特別保証を利用していない借入れに限定している。信用保証や特別保証が金利に与える効果はモデル化の時点で考慮済みである。実証での比較対象は特別保証の適用期間内と外での特別保証以外の担保での貸付金利への影響であるため、ご指摘いただいた特別保証とその他の担保との比較を行っているのではないことを確認していただきたい。